

様式第1 (その1)

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和10年度まで11ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	28	青梅市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度			赤字の原因				
	法定外繰入金 ※1	851,836千円			・歳入: 保険税の賦課率が低い ・歳出: 一人当たり医療費の増、高額療養費の増				
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	851,836千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 821,193千円 ②解消の目標年次: 令和10年度(5回改定) ③赤字削減・解消手段の主要事項: 保険税率の改定、医療費適正化の取組				保険税率の改定(2年に1回の改定 164,239千円(6.1%))				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	164,239 千円(%)	0 千円(%)	164,239 千円(%)	0 千円(%)	328,478 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計赤字削減予定額(率)		0 千円(%)	0 千円(%)	164,239 千円(%)	0 千円(%)	164,239 千円(%)	0 千円(%)	328,478 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和 6年3月11日

東京都知事 殿

保険者名 青梅市

代表者職氏名 青梅市長 大勢待 利 明

印

様式第1 (その2)

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和10年度まで11ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	28	青梅市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度			赤字の原因			
	法定外繰入金 ※1	851,836千円			・歳入:保険税の賦課率が低い ・歳出:一人当たり医療費の増、高額療養費の増			
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円						
	赤字額(合計)	851,836千円						
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容			
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:821,193千円 ②解消の目標年次:令和10年度(5回改定) ③赤字削減・解消手段の主要事項: 保険税率の改定、医療費適正化の取組				保険税率の改定(2年に1回の改定 164,239千円(6.1%))			
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第7年次	第8年次	第9年次	第10年次	第11年次	合計
		年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	164,239 千円(%)	0 千円(%)	164,239 千円(%)	0 千円(%)	164,239 千円(%)	492,717 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計赤字削減予定額(率)		164,239 千円(%)	0 千円(%)	164,239 千円(%)	0 千円(%)	164,239 千円(%)	492,717 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。